

豊中市自治会館整備等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区住民のコミュニティ活動の増進に資するため、自治会又は地区住民等が所有し、地区住民の集会等の用に供されている建物(以下「自治会館」という。)の整備等を行う者に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 更地に、新たに建築物を建築することをいう。
- (2) 増改築 既存の建築物の延床面積を増加させて建築し、又は既存の建築物の一部を除去して引き続きこれと規模及び構造の著しく異なるものを建築することをいう。
- (3) 修繕 既存の建築物の耐用年限を延長させ、又は機能を向上させるため、延床面積を変更しないで当該建築物を改装し、又は補修することをいう。
- (4) 地代 自治会館の敷地の賃借料のことをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、自治会館の新築、増改築又は修繕(以下「会館の整備」という。)を行う者及び自治会館の地代(以下「会館の地代」という。)を支払う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、新築助成金又は増改築助成金の交付を受けてから10年を経過しない者及び修繕助成金の交付を受けてから5年を経過しない者は、会館の整備に係る助成金の交付を受けることができない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(助成金の総額)

第4条 助成金の総額は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(助成金の種類及び額)

第5条 助成金の種類及び額は、次のとおりとする。(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

- (1) 整備助成金 会館の整備を行う対象者に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる助成率及び右欄に掲げる限度額内により助成するものとする。

区 分	助 成 率	限 度 額
(ア) 新築助成金	工事費の4分の3	1,000万円
(イ) 増改築助成金	工事費の4分の3	500万円
(ウ) 修繕助成金	工事費の2分の1	150万円

備考 空調機器等の器具及び機器類の新設，更新，修繕及び移設にあたって，当該器具及び機器類に係る工事を伴うものを含むものとする。

- (2) 地代助成金 会館の地代を支払う対象者に、当該会館の地代にかかる敷地の面積については130㎡を、当該会館の地代については年間支払額180万円をそれぞれ限度とし、当該支払相当額を助成するものとする。

(交付申込)

第6条 助成金の交付を申込もうとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める申込書に所定の書類を添付して市長に申込まなければならない。また、助成金の交付申込を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額（以下「当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

- (1) 整備助成金 自治会館整備助成金交付申込書（様式第1号）に次のアからオまでに掲げる書類を添付すること。
- (ア) 自治会館の整備計画書（資金計画を含む）
 - (イ) 自治会館付近の見取図及び配置図
 - (ウ) 整備工事等の見積書(写)
 - (エ) 自治会館の整備前の現況写真（整備箇所の全部）
 - (オ) その他市長が必要と認める書類（新築及び増改築の場合にあっては建築確認申請書（写）など）
- (2) 地代助成金 自治会館地代助成金交付申込書（様式第2号）にア及びイの書類を添付すること。
- (ア) 土地の賃貸借契約書（写）又は賃借していることを証する誓約書
 - (イ) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その旨を自治会館整備等助成金交付決定通知書（様式第3号の1又は第3号の2）により、申込者に通知するものとする。

(工事の完了報告)

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成金交付決定者」という。)のうち、整備助成金の助成金交付決定者は、当該助成金にかかる工事等が完了したときは、速やかに、自治会館整備工事等完了報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 整備工事等の請負契約書(写)
- (2) 整備工事等の請求書(写)
- (3) 整備工事等の竣工写真
- (4) その他市長が必要と認める書類(新築及び増改築の場合にあつては、建築確認検査済書(写)など)

2 前項の規定にかかわらず、修繕にかかる整備助成金の助成金交付決定者は、前項第1号の書類を省略することができる。

3 完了報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、整備助成金にあつては前条の工事の完了報告後に、地代助成金にあつては当該助成金にかかる1年分の会館の地代の支払後に、自治会館整備等助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 地代助成金の交付を受けようとする者は、前項の助成金交付請求書に、当該会館の地代の1年分の支払を称する領収書(写)を添付しなければならない。

(助成金の処理等)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該交付を受けた助成金を当該自治会の会計に収入し、経理処理しなければならない。

2 整備助成金の交付を受けた者は、所定の期日までに当該助成金にかかる工事の代金の業者への支払を明らかにする領収書(写)及び当該助成金にかかる工事の決算書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第12条 市長は、助成金交付決定者又は助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命じることができる。また、完了報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(完了報告において減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

- (1) 整備助成金の助成金交付決定者が、交付決定を受けた日から30日以内に整備工事等に着手しないとき。

- (2) 整備助成金の交付を受けた者が前条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 助成金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(助成金交付規則)

第13条 この要綱及びこれに基づく定めに規定するもののほか、この要綱による助成金の交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この要綱改正の際、現に第3条第2号に規定する面積をこえるものについては、同規定に定める面積とみなし同号の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の豊中市自治会館整備等助成金交付要綱第3条第2項の規定は、平成21年度以後の年度分の会館の整備に係る助成金の交付を受ける者について適用し、この要綱による改正前の豊中市自治会館整備等助成金交付要綱第6条の規定に基づき平成20年度分までの会館の整備に係る助成金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の豊中市自治会館整備等助成金交付要綱第12条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の会館の整備に係る助成金の交付を受ける者について適用し、この要綱による改正前の豊中市自治会館整備等助成金交付要綱第6条の規定に基づき令和5年度分までの会館の整備に係る助成金の交付を受けた者については、なお従前の例による。